

## 加入者情報名寄せ基準書 新旧対照表 (2023/6/26)

項 番	頁	変更 区分	新	旧	変更箇所
1	1	変更	<p>なお、本基準書において使用される用語は、特に断りのない限り、「<u>株式等振替制度に係る業務処理要領</u>」と同一の意味を持つものとする。</p>	<p>なお、本基準書において使用される用語は、特に断りのない限り、既に公表されている、「<u>株券等の電子化に係る制度要綱</u>」、「<u>加入者情報標準化要領</u>」、「<u>株式等振替システム システム概説書</u>」及び<u>株券電子化に係る各種の「接続仕様書</u>」と同一の意味を持つものとする。</p>	1
2	5	変更	<p>(注5)「株主等通知用データ」とは、口座管理機関から通知された加入者情報に基づいて、発行者に通知するための情報として機構において作成したデータである。詳細は、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)」の「別紙8. 株主等通知用データの設定内容等」を参照。</p>	<p>(注5)「株主等通知用データ」とは、口座管理機関から通知された加入者情報に基づいて、発行者に通知するための情報として機構において作成したデータである。詳細は、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)第2.0版」の「別紙8. 株主等通知用データの設定内容等」を参照。</p>	3 (2)
3	6	変更	<p>(注6)住所については、一定のクレンジング処理(名寄せの精度向上のために行う住所表記の補正処理)を行った上で住所コードに変換する(以下「住所コード化」という。)こととしている。「住所(住所コード化部分)」が示す内容は、住所コードへの変換ができたものについては住所コードに変換した部分、住所コードへの変換ができなかったものについては住所全体を指す。なお、住所コード化の詳細については、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)」の「別紙9. 加入者情報の住所に係る住所コード化処理内容」を参照。</p>	<p>(注6)住所については、一定のクレンジング処理(名寄せの精度向上のために行う住所表記の補正処理)を行った上で住所コードに変換する(以下「住所コード化」という。)こととしている。「住所(住所コード化部分)」が示す内容は、住所コードへの変換ができたものについては住所コードに変換した部分、住所コードへの変換ができなかったものについては住所全体を指す。なお、住所コード化の詳細については、「株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)第2.0版」の「別紙9. 加入者情報の住所に係る住所コード化処理内容」を参照。</p>	3 (3)
4	10	変更	<p>① 区分ごとの名寄せの判定 区分ごとに下表に掲げる内容が全て一致している場合(②「<u>共通番号が登録されている場合の特例</u>」及び③「<u>代理人が選任されている場合の特例</u>」に該当する場合を除く。)に名寄せを行う。</p>	<p>① 区分ごとの名寄せの判定 区分ごとに下表に掲げる内容が全て一致している場合(下記②の「<u>代理人が選任されている場合の特例</u>」に該当する場合を除く。)に名寄せを行う。 <u>なお、この判定基準は、自動名寄せ処理の場合と同一である。</u></p>	5 (1) ①

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所												
5	11	追加	<p>② 共通番号が登録されている場合の特例 共通番号が登録されている場合には、共通番号の一致又は不一致の状況に応じて、区分ごとに下表に掲げる内容について判定を行う。なお、比較する一方の内容が「空欄」（登録なし）であるときには、不一致として判定する。</p> <p>a 個人・法人区分が「個人」の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>判定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通番号が一致する場合</td> <td>○氏名及び住所が一致すれば名寄せを行う。 ○生年月日が一致するときは、氏名、カナ氏名の一方が一致し、かつ、住所（住所コード化部分）が一致すれば名寄せを行う。</td> </tr> <tr> <td>共通番号が一致しない場合</td> <td>○①に掲げる内容が全て一致している場合であっても、名寄せを行わない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 個人・法人区分が「法人」の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>判定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通番号が一致する場合</td> <td>○名称及び住所（住所コード化部分）が一致すれば名寄せを行う。</td> </tr> <tr> <td>共通番号が一致しない場合</td> <td>○①に掲げる内容が全て一致している場合であっても、名寄せを行わない。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	判定内容	共通番号が一致する場合	○氏名及び住所が一致すれば名寄せを行う。 ○生年月日が一致するときは、氏名、カナ氏名の一方が一致し、かつ、住所（住所コード化部分）が一致すれば名寄せを行う。	共通番号が一致しない場合	○①に掲げる内容が全て一致している場合であっても、名寄せを行わない。	ケース	判定内容	共通番号が一致する場合	○名称及び住所（住所コード化部分）が一致すれば名寄せを行う。	共通番号が一致しない場合	○①に掲げる内容が全て一致している場合であっても、名寄せを行わない。	-	5 (1) ②
ケース	判定内容																
共通番号が一致する場合	○氏名及び住所が一致すれば名寄せを行う。 ○生年月日が一致するときは、氏名、カナ氏名の一方が一致し、かつ、住所（住所コード化部分）が一致すれば名寄せを行う。																
共通番号が一致しない場合	○①に掲げる内容が全て一致している場合であっても、名寄せを行わない。																
ケース	判定内容																
共通番号が一致する場合	○名称及び住所（住所コード化部分）が一致すれば名寄せを行う。																
共通番号が一致しない場合	○①に掲げる内容が全て一致している場合であっても、名寄せを行わない。																
6	11	変更	③ 代理人が選任されている場合の特例	② 代理人が選任されている場合の特例	5 (1) ②												

以上